

農業委員会総会議事録

第6回農業委員会

1. 開会日時 令和4年10月28日（金）午前9時30分
2. 閉会日時 令和4年10月28日（金）午前10時48分
3. 場 所 豊山町役場 2階 会議室1

4. 出席者

委員（全16人中15人出席）

出席者

1番 鈴木康由	9番 河村賢治
2番 筒井直樹	10番 坪井保夫
3番 小出尚武	11番 坪井兼俊
4番 石黒 優	13番 柴田祥一
5番 戸田克之	14番 岡島義広
6番 水野 満	15番 安藤茂市
7番 池山春雄	16番 坪井善樹
8番 高柳由宗	

欠席者

12番 坪井佳雅理

事務局 2名

事務局長 早川 建設課長

事務局員 富田 グループ長

5. 傍聴人 2名

6. 会議日程

- ① 開 会
- ② 会長挨拶
- ③ 議事録署名者選出
- ④ 報告事項
 - (1) 農地法第3条届出受理状況について
 - (2) 農地法第4条届出受理状況について
 - (3) 農地法第5条届出受理状況について
- ⑤ その他
 - (1) 農地パトロールについて
 - (2) 農地法第5条許可申請に係る取下願書について

7. 配布資料

- ①資料1 農地法第3条届出受理状況について
- ②資料2 農地法第4条届出受理状況について
- ③資料3 農地法第5条届出受理状況について
- ④資料4 農地パトロール結果について
- ⑤資料5 農地法第5条許可申請に係る取下願書について

8. 議事内容

【開会】

事務局長

本日は、お忙しい中、農業委員会に参集していただきましてありがとうございます。

定刻になりましたので只今より令和4年度第6回豊山町農業委員会総会を開催いたします。資料は事前に配布したものと本日お配りした資料5「農地法第5条許可申請に係る取下願書について」であります。よろしかったでしょうか。

それでは、会長よりごあいさつ申し上げます。

【会長あいさつ】

安藤会長

おはようございます。すっかり秋になりまして、米の収穫も順調に

進んでいると思います。昔の話になりますが、この時期になると近所の農家の方が集まって今年の出来高について話し合っていました。最近はそのようなことが少なくなり、少し寂しさを感じています。新型コロナウイルス感染症に関しては、第8波が来ると言われ、この総会も対策をして開催しているところであります。

また、8月の農地パトロールに関して農業委員の皆さんにお礼を申し上げます。そして本日は、農業委員の定数の内容について事務局から少し案内があるそうなので、ご意見等いただけたらと思います。

【出席人数確認】

安藤会長

それでは、総会に入ります。まず出席者ですが、坪井佳雅理委員から欠席の連絡をいただいております。農業委員16名中出席者15名で定足数に達しておりますので、ただ今から農業委員会総会を開会します。

【議事録署名者指名】

安藤会長

議事録署名者を指名いたします。

3番 小出尚武委員と4番 石黒優委員を議事録署名者に指名しますのでよろしく願いいたします。

【報告事項】

安藤会長

それでは、報告事項の農地法第3・4・5条の届出の受理状況について事務局の説明を求めます。

事務局

はい、それではまず始めに3条届出です。3条届出は、相続等による農地の権利移動の届出です。

【資料 1 農地法第 3 条届出受理状況朗読】

次に、農地法第 4 条の届出受理状況について、説明します。4 条届出は、市街化区域内の権利移動を伴わない転用の届出です。

【資料 2 農地法第 4 条届出受理状況朗読】

最後に、農地法第 5 条の届出受理状況について、説明します。5 条届出は、市街化区域内の権利移動を伴う転用の届出です。

【資料 3 農地法第 5 条届出受理状況朗読】

以上で、届出受理状況の説明を終わります。

安藤会長

農地法第 3・4・5 条の届出受理状況についての報告が終わりました。

ここで質疑・意見のある方は発言を求めます。

『委員からの発言なし』

安藤会長

質問もありませんので報告事項の農地法第 3・4・5 条届出受理状況についての報告を終了します。

【その他】

安藤会長

それでは、その他（1）農地パトロールについて、事務局から説明を求めます。

事務局

はい、それでは農地パトロールについて、ご説明します。資料4をご確認ください。

【資料4 農地パトロール結果について 朗読】

以上で説明を終わります。

安藤会長

その他（1）農地パトロールについての説明が終わりました。
ここで質疑・意見のある方は発言を求めます。

委員A

送付した文書に対して既に報告があった場所はありますか。また、隣地からの苦情等はありませんでしたか。

事務局

送付した文書に関しては、草刈りを実施した等の報告が数件ありました。また、隣地からの苦情に関しては、受けておりません。

委員B

農地パトロールを実施し、毎年のように報告が挙がる土地は、管理がされていない耕作放棄地ではないでしょうか。

事務局

農地の管理者が、草刈り等を行う時期と農地パトロールを行うタイミングが必ずしも一致するわけではなく、草刈りをしたがその後に草が伸びたケースやシルバー人材センター等に依頼しているケースもあるため、管理はされていると考えております。

安藤会長

他に質問等もありませんので、その他（１）農地パトロールについての報告を終了いたします。

続いて、その他（２）農地法第５条許可申請に係る取下願書について、事務局から説明を求めます。

事務局

はい、それでは、その他（２）農地法第５条許可申請に係る取下願書について報告いたします。本日お配りしました資料５をご覧ください。

【資料５ 農地法第５条許可申請に係る取下願書について朗読】

安藤会長

その他（２）農地法第５条許可申請に係る取下願書についての説明が終わりました。

ここで質疑・意見のある方は発言を求めます。

委員Ｃ

申請地は防災拠点の用地であるが、県の方から農地転用に関して何か話があったのでしょうか。

事務局

今回の取下理由は、申請者の私事であり、県からの話があったというわけではありません。また、用地を譲っていただくことに関しては、順調に進んでいくであろうという想定で準備しているところであります。

安藤会長

他に質問もないようですので以上で、その他（２）農地法第５条許可申請に係る取下願書についての報告を終了いたします。

続いて、あいさつで少しふれました農業委員定数について、事務局から説明を求めます。

事務局

はい、それでは本日の次第にはありませんが、農業委員定数について事務局で検討しました結果をご報告いたします。これまでの経緯として豊山町内の農地面積の推移と防災拠点の整備を踏まえまして、農業委員の定数を適正な人数にする必要があるため検討を進めました。結果としましては、現在の定数である16名を7名に変更するべきと事務局は検討しました。

理由としては、豊山町の農地面積は1年に1ha以上ずつ減少していること、愛知県の基幹的広域防災拠点施設について具体的に都市計画決定され用地面積約15haのうちのほとんどが農地であることです。

以上の状況を踏まえ、次の内容を考慮し、定数を7名とすることで考えております。まず一つ目に、農業用施設や用水管理を委託している区委員制度において豊場地区が4名、青山地区が2名を任命していること。二つ目に農業委員会等に関する法律で農業委員のうち1名以上を中立委員にするという規定があること。以上の理由から合計7名にするということで検討しました。

安藤会長

ここで質疑・意見のある方は発言を求めます。

委員C

農地面積が減少したため、農業委員会を廃止したらどうかと事前に会長に対して提案したが、農業委員定数に関しては町長が議会へ上程し議会で議決することだと言われました。今回、事務局が検討したということですが、こういった流れで検討を行ったのでしょうか。

また農地利用最適化推進委員を2名ほど新設してほしいと考えます。

事務局

検討の理由としては、先ほど説明したとおり断続的な農地面積の減少と防災拠点の整備による大幅な農地面積の減少が主な理由です。

次に農地利用最適化推進委員につきましては、豊山町は農地が少ないため農地利用最適化推進委員を設けることはせず、農業委員の皆さんに農地利用最適化推進委員の役割を担ってほしいと考えております。

安藤会長

定数に関して委員の皆さんの意見を聞かせてください。

委員 B

定数が半分以下になるのは大胆だと思いました。定数が半分ということは、委員一人につき受け持つ面積は倍になるということで委員の負担が増えます。委員を減らすことによるメリットとデメリットを比べる必要があると思います。

委員 A

委員を減らすことに反対ではないですが、定数が減るため委員の選出方法の検討が必要だと思います。

委員 D

推進委員はいらないと思います。農業委員会を含めて農政全般業務の見直しが必要だと思います。

委員 E

防災拠点の関係で青山上での活動がなくなるため、この地域の委員は設けなくてよいと考えます。

委員 F

委員の定数を減らすと自分がよく知らない土地の委員を担当することになり、地域の実情がわからなくなる場合が考えられます。

委員 G

自分の担当している地域は、農地が少ないため委員がなくなるのでしょうか。

事務局

区委員制度では、豊場地区の西と東に2名ずつ、青山地区の^{かみ}上と^{しも}下に1名ずつなので、青山地区の場合、1名で上の全域、下の全域のそれぞれを担当していただくことになると思われま

委員 H

地域によっては、一人で管理するには担当範囲が大きいので配慮は必要だと思います。

委員 I

定数の削減はよいと思います。しかし、選出方法に問題を抱えています。また、農業委員の役割の一つである違反転用の指摘は、ある程度委員経験がないとわからないため、委員の交代で違反転用かどうかわからなくなることが心配です。

また、区委員の業務意識の変化があり、水の管理方法に問題を感じる。農業委員、実行組合委員、区委員といった農政全体を含めて検討をする必要があります。

委員 J

私の地区では農業委員を順番で行っています。定数については、農地が減少しているので、今までの16人はいらないと思います。

委員 K

農業を取り巻く環境が変化し、このような状況になった。以前は実行組合で生活排水路の掃除を行っていたが今は行っていない。各地域の農地面積を鑑みて地区割を考える必要があると思います。

委員 L

定数を減らすことには賛成です。しかし、地区からの選出方法に課題があると思います。

委員 M

定数を減らすことには賛成です。現在、農地の耕作はせず、農地の所有だけしている人が増えています。区委員制度と同じように選出を行うとすると推薦や立候補等がありますが、事務局で選出方法を示してほしいと思います。

委員 N

私も定数の変更には賛成ですが、選出方法に課題があると感じます。選出方法は、地区に関わることなので自治会長にも意見を求めるとよいと思います。

安藤会長

ありがとうございました。皆さんに意見を頂きました。事務局には、意見を踏まえて検討をしていただけたらと思います。

私の意見としては、農業は基幹的で重要な分野だと思いますが、面積の減少はいかんともしがたく、限りある土地を有効に活用する必要があると考えております。小さな農地でも使い方を考えて有効に使っていただけたらと思います。

【閉 会】

安藤会長

以上で、本日の農業委員会総会の全ての日程を終えましたので、終了とさせていただきます。

事務局からその他、何かありますか。

9. その他

事務局

(1) 次回の会議について、以下のとおり案内。

日時：令和4年11月28日（月）午前9：30開始

場所：役場2階 会議室1

資料：11月16日頃郵送予定。

(2) 個人情報を含む資料については、事務局でシュレッダー処理して廃棄する旨案内。

(午前10時48分終了)

10. 農地転用件数

8～9月農地転用件数					農地転用累計			
農地法適用条項		件数	面積㎡	地区	農地法適用条項		件数	面積㎡
3条	許可	0	0.00	青山	3条	許可	1	534.00
		0	0.00	豊場				
	届出	2	544.00	青山		届出	9	3,472.00
		4	1,247.00	豊場				
4条	許可	0	0.00	青山	4条	許可	0	0.00
		0	0.00	豊場				
	届出	0	0.00	青山		届出	7	3,250.00
		1	407.00	豊場				
5条	許可	0	0.00	青山	5条	許可	2	1,831.00
		1	840.00	豊場				
	届出	0	0.00	青山		届出	26	9,902.71
		4	1,427.00	豊場				

※ 累計については令和4年1月～令和4年12月（再申請分を含む）

議事録署名人（会長及び出席委員2名）

※ この議事録は概要版です。正式な議事録は、建設課土木・農政グループの窓口で縦覧することができます。